

藤沢市都市公園条例の一部改正について
藤沢市都市公園条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）6月6日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市都市公園条例の一部を改正する条例
藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第13号」を「第15号」に改める。

別表第9に次のように加える。

遠藤笹窪谷公園

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、遠藤笹窪谷公園の管理を指定管理者に行わせる等のため、所要の改正をする必要による。